

2011 年度 入学 試験 問題

日本史 B

(試験時間 10:30~11:30 60分)

1. この問題は、入学願書提出時に選択した科目の問題です。科目名を確認のうえ、解答してください。
2. 解答用紙は、記述解答用紙とマーク解答用紙の2種類がありますので注意してください。
3. 解答は、必ず解答欄に記入してください。なお、解答欄以外に書くと無効となりますので注意してください。
4. 解答は、HBの鉛筆またはシャープペンシルを使用し、訂正する場合は、プラスチック製の消しゴムを使用してください。特に、マーク解答用紙には鉛筆のあとや消しくずを残さないでください。また、折りまげたり、汚したりしないでください。記述解答用紙の下敷きにマーク解答用紙を使用することは絶対にさけてください。
5. 解答用紙には、受験番号と氏名を必ず記入してください。
6. マーク解答用紙の受験番号および受験番号のマーク記入は、電算処理上非常に重要なので、誤記のないよう特に注意してください。

I 次の文章を読み、下記の設問に答えなさい。問1、問2、問7、問9は記述解答用紙に答えなさい。問3～問6、問8はマーク解答用紙にマークしなさい。(30点)

墾田永年私財法の制定により、土地の開墾を認められた貴族や寺社は、広大な原野^①を独占して開墾したり、農民の墾田を買い集めるなどして、私有地を拡大していった。このような初期荘園の経営において、貴族や寺社は、現地の国司や郡司の協力を得て、^②付近の農民や浮浪人の労働力により開墾を進めた。また、現地に農具などを備えた事務所や倉庫を設け、を置いて管理にあたらせた。

墾田永年私財法は、^③律令制の基礎である土地公有制の原則を破るものであり、そのため初期荘園を生みだすことになったが、初期荘園の経営は律令制の支配機構に依存するという側面も有していた。そのため、律令国家のあり方が変質するとともに、初期荘園も衰退していくことになった。

10世紀に入ると、貴族や寺社の権威を背景に、国家から税の免除を認めもらう官省符荘が増えた。また、^④国司の地方支配が強化されたのちは、国司が税の免除を認める国免荘も生まれた。

10世紀後半になると、田堵や地方豪族のなかから、大規模な開発をおこなう者があらわれるようになった。^⑤これらの者は、付近の荒田・荒野の開発を国衙に申請し、開発後はその土地を私有する権利を認められた。11世紀には開発領主と呼ばれるようになり、みずからの開発地に対する支配権を強めていった。開発領主の中には、国司の下で在庁官人となって国衙行政を支える者もいたが、所領にかかる税の負担を逃れるために、所領を中央の貴族や寺社に寄進し、権力者を領主と仰ぐ者もあらわれた。

寄進を受けた荘園領主を領家といい、領家がさらに上級の貴族や有力な皇族などに寄進すると、その上級の領主を本家と呼んだ。領家・本家のうち、実質的な荘園支配権をもつものをという。^⑥開発領主は荘官となり、荘園領主に毎年一定の年貢を納めることで、荘官としての地位を保障された。こうした荘園を寄進地系荘園といい、11世紀半ば以降に各地に広がった。

問1 下線部①に関する説明文として正しい文章になるように、以下の文章の空欄

・に入る適切な数字を算用数字で答えなさい。

墾田の面積は身分に応じて制限されていた。一品の親王や一位は 町、初位以下庶民の場合は 10 町を限度とした。ただし、郡司については、大領・少領は 町、主政・主帳は 10 町を限度とした。

問 2 下線部②に関する説明文として正しい文章になるように、以下の文章の空欄 から に入る適切な語を漢字で答えなさい。

初期荘園は、貴族や寺社が国司や郡司という律令制支配機構を利用して開墾する と、農民から買い集めた開墾地などからなる に区別され、さらに、寄進地系荘園との対比で と呼ばれることがある。

問 3 文中の空欄 に入る適切な語を下記の中から選んでマークしなさい。

- a 公文 b 留守所 c 荘長 d 目代

問 4 下線部③に関する説明文として正しいものにはイ、誤っているものにはロをマークしなさい。

- a 班田収授法は熟田のみを対象とし、墾田に対する規定を欠いていたため、墾田永年私財法は班田収授法の欠陥を補ったという側面も有していた。
- b 墾田永年私財法により、墾田は田図に登録されなかったため、田地に対する国家の支配は弱まることになった。
- c 道鏡が権勢をふるっていた時期に、貴族や寺社の開墾を禁止する加墾禁止令が出された。

問 5 下線部④に関する説明文として正しいものにはイ、誤っているものにはロをマークしなさい。

- a 国免荘は、朝廷の許可を得たうえで国司が不輸の特権を与える荘園である。
- b 国免荘は、後任の国司から収公されることも多かった。
- c 国免荘は、検田司の立ち入りを拒否する権利も認められた荘園である。

問 6 下線部⑤に関する説明文として正しいものにはイ，誤っているものにはロをマークしなさい。

- a 開発地では，国衙の開発奨励策により，臨時雑役が免除されることも多かった。
- b 開発領主のなかには，武装化を進め武士団を形成し，国衙の軍事力を担う者もあらわれた。
- c 国司は公領の開発を奨励し，開発領主の開発地を中心に，公領は郡・郷・保という行政単位に分割されることになり，開発領主は郡司・郷司・保司として租税の徴収を請け負った。

問 7 文中の空欄

2

 に入る適切な語を漢字で答えなさい。

問 8 下線部⑥に関する説明文として正しいものにはイ，誤っているものにはロをマークしなさい。

- a 荘官とは，荘園領主から任じられる荘園の管理者であるが，開発領主が上級荘官である預所に任命されることはなかった。
- b 荘園領主が開発領主を介在させずに直接村落の住人を支配する荘園も存在した。
- c 荘園の耕作地の大部分を占める名の請負人として年貢や公事を納めるようになった者を下司という。

問 9 12世紀になると，土地が公領と荘園の二つからなる荘園公領制が確立したと言われている。荘園公領制の下で，公領は院や上級貴族などの荘園に等しいものになっていった。その理由を 100 字以内で説明しなさい。

II 次の文章を読み、下記の設問に答えなさい。問1・問9は記述解答用紙に答えなさい。問2～問8はマーク解答用紙にマークしなさい。(30点)

戦国大名は領国における農業の安定・発展をめざし治水事業をおこなった。甲斐国の釜無川と御勅使川の合流点あたりなどに築かれたいわゆる [1] 堤は戦国時代の土木技術の高さを示すものとして知られている。

江戸時代も農業の中心は米作であり、その生産高は前代よりも大幅に増加した。大幅に増加した理由のひとつは^①新田開発にあり、18世紀前半の耕地面積は300万町歩^②前後にまで拡大していたとみられている。^③

新田には、農政にたずさわる [2] が開発を推進した [2] 見立新田、藩が主導して開発を推進した藩営新田、村請新田、土豪開発新田、町人請負新田などの類型がある。

江戸時代には農具の改良・普及が進み、生産の向上や農家の労働軽減につながった。刃部がわかれていて深耕に適した鋤は [3] とよばれるが、これの普及は荒起こし作業の効率化をもたらした。また、中国から伝えられた [4] も使われるようになった。これは穀粒と籾殻・塵とを送風装置を使って選別する農具である。このほか新しい灌漑用の揚水具も普及した。

江戸時代には米の生産ばかりでなく商品作物の生産も拡大した。各地では、商品作物として [5] と総称された桑・楮・茶などの7品目をはじめ、^⑤蔦草などが栽培されていた。大坂やその周辺には菜種や綿実の加工業者が多くおり、製造された商品は大量に江戸に送られ、主として [6] として用いられた。なお、商品作物の栽培ではそれまでの肥料に加え金肥が使用されることも多かった。

^⑥農業が発展した背景には農学者・農業指導者の存在や農書の普及があった。17世紀末に刊行された『農業全書』は^⑦ [7] があらわした農書であるが、広く流布し、大きな影響を及ぼした。

問1 文中の空欄 [1] ～ [7] に入るもっとも適切な語・氏名を漢字で答えなさい。

問2 下線部①に関連する説明文として正しいものを1つ選び、その記号をマークしなさい。

- a 江戸時代に入ると二毛作が始まったが、三毛作はおこなわれなかった。
- b 江戸時代よりまえから二毛作はおこなわれていたが、江戸時代に入ると三毛作も始まった。
- c 江戸時代に入ると二毛作が始まり、さらには三毛作も始まった。
- d 江戸時代よりまえに二毛作も三毛作もおこなわれていた。

問3 下線部②に関連する説明文として正しいものにはイ、誤っているものにはロをマークしなさい。

- a 江戸湾に注いでいた利根川の流路を太平洋に注ぐように変える工事が江戸時代におこなわれ、これにより新しい農地ができた。
- b 瀬戸内海の児島湾や九州の有明海などのように江戸時代に干潟の干拓により新田が開かれたところもある。
- c 町人の投資による新田開発がおこなわれるようになったのは8代将軍吉宗の時代からである。

問4 下線部③に関連する説明文として正しいものにはイ、誤っているものにはロをマークしなさい。

- a 1町歩は30段(反)である。
- b 1町歩は300畝である。
- c 1町歩は300間×100間相当の広さのことである。

問5 下線部④に関連する説明文として正しいものにはイ、誤っているものにはロをマークしなさい。

- a 水車は江戸時代以前から揚水具として用いられていた。
- b 竜骨車は江戸時代に発明されたとされる揚水具である。
- c 効率が悪かったため踏車は江戸時代になると使用が減少した。

問6 下線部⑤に関連する説明文として正しいものにはイ，誤っているものにはロをマークしなさい。

- a 藁草は畳表の原料である。備後は畳表の生産地として知られている。
- b 楮は紙の原料である。越前は高級紙の生産地として知られている。
- c 青苧は藍玉の原料である。出羽は藍玉の生産地として知られている。

問7 下線部⑥に関連する説明文として正しいものにはイ，誤っているものにはロをマークしなさい。

- a 自給肥料には刈敷や草木灰などがあつた。
- b 稲生若水の『庶物類纂』は肥料の使用方法を解説した農書である。
- c 金肥である干鰯の生産地として九十九里浜が知られている。

問8 下線部⑦の農学者・農業指導者の一人に大蔵永常がいるが，次のうち大蔵永常の著作にはイ，そうでないものにはロをマークしなさい。

- a 『広益国産考』
- b 『農政本論』
- c 『農具便利論』

問9 幕末に先進地帯の農業技術を下総に伝え，また先祖株組合づくりを指導して農村の復興をめざしたが，幕府から嫌疑をうけ，その後自殺した人物の氏名を漢字で答えなさい。

III 次のA～Gの史料を読み、下記の設問に答えなさい。問1～問4、問10は記述解答用紙に答えなさい。問5～問9はマーク解答用紙にマークしなさい。(40点)

(出典：『日本外交年表並主要文書』)

A 第一款 朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ嗣後両国和親ノ実ヲ表セント欲スルニハ彼此互ニ同等ノ礼義ヲ以テ相接待シ毫モ侵越猜嫌スル事アルヘカラス先ツ従前交情阻塞ノ患ヲ為セシ諸例規ヲ悉ク革除シ務メテ寛裕弘通ノ法ヲ開拓シ以テ双方トモ安寧ヲ永遠ニ期スヘシ

第四款 朝鮮国釜山ノ草梁項ニハ日本公館アリテ年来両国人民通商ノ地タリ今ヨリ従前ノ慣例及歳遣船等ノ事ヲ改革シ今般新立セル条款ヲ憑準トナシ貿易事務ヲ措弁スヘシ且又朝鮮国政府ハ第五款ニ載スル所ノ二口ヲ開キ日本人民ノ往来通商スルヲ准聴スヘシ右ノ場所ニ就キ地面ヲ賃借シ家屋ヲ造営シ又ハ所在朝鮮人民ノ屋宅ヲ賃借スルモ各其随意ニ任スヘシ

第五款 京圻忠清全羅慶尚咸鏡五道ノ沿海ニテ通商ニ便利ナル港口二箇所ヲ見立タル後地名ヲ指定スヘシ開港ノ期ハ日本曆明治九年二月ヨリ朝鮮曆丙子年正月ヨリ共ニ数ヘテ二十個月ニ当ルヲ期トスヘシ

B 日本曆七月二十三日、朝鮮曆六月九日ノ變ハ朝鮮ノ兇徒日本公使館ヲ侵襲シ職員多ク難ニ罹リ朝鮮国聘スル所ノ日本陸軍教師亦惨害セラル日本国ハ和好ヲ重スル為メ妥当議弁シテ即朝鮮国ニ下記ノ六款及別訂統約二款ヲ実行スルコトヲ約シ以テ懲前善後ノ意ヲ表ス是ニ於テ両国全權大使ハ記名捺印シテ以テ信憑ヲ昭ニス

C 一 韓国政府ハ日本政府ノ推薦スル日本人一名ヲ財務顧問トシテ韓国政府ニ傭聘シ財務ニ関スル事項ハ総テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ

一 韓国政府ハ日本政府ノ推薦スル外国人一名ヲ外交顧問トシテ外部ニ傭聘シ外交ニ関スル要務ハ総テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ

一 韓国政府ハ外国トノ条約締結其他重要ナル外交案件即外国人ニ対スル特權讓与若クハ契約等ノ処理ニ関シテハ予メ日本政府ト協議スヘシ

D 第一条 日本国皇帝陛下ト全露西亞国皇帝陛下トノ間及両国並両国臣民ノ間ニ将来平和及親睦アルヘシ

第二条 露西亞帝国政府ハ日本国カ韓国ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナ

ル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝国政府カ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干涉セザルコトヲ約ス

E 第一条 日本国政府ハ在東京外務省ニ由リ今後韓国ノ外国ニ対スル關係及事務ヲ監理指揮スヘク日本国ノ外交代表者及領事ハ外国ニ於ケル韓国ノ臣民及利益ヲ保護スヘシ

第二条 日本国政府ハ韓国ト他国トノ間ニ現存スル條約ノ実行ヲ全フスルノ任ニ當リ韓国政府ハ今後日本国政府ノ仲介ニ由ラスシテ國際の性質ヲ有スル何等ノ條約若ハ約束ヲナササルコトヲ約ス

第三条 日本国政府ハ其代表者トシテ韓国皇帝陛下ノ闕下ニ一名ノ (レヂデントゼネラル) ヲ置ク ハ専ラ外交ニ関スル事項ヲ管理スル為メ京城ニ駐在シ親シク韓国皇帝陛下ニ内謁スルノ權利ヲ有ス日本国政府ハ又韓国ノ各開港場及其他日本国政府ノ必要ト認ムル地ニ理事官 (レヂデント) ヲ置クノ權利ヲ有ス理事官ハ ノ指揮ノ下ニ従来在韓国日本領事ニ屬シタル一切ノ職權ヲ執行シ並ニ本協約ノ條款ヲ完全ニ実行スル為メ必要トスヘキ一切ノ事務ヲ掌理スヘシ

F 第一条 韓国政府ハ施政改善ニ関シ ノ指導ヲ受クルコト

第二条 韓国政府ノ法令ノ制定及重要ナル行政上ノ処分ハ予メ ノ承認ヲ經ルコト

第三条 韓国ノ司法事務ハ普通行政事務ト之ヲ區別スルコト

第四条 韓国高等官吏ノ任免ハ ノ同意ヲ以テ之ヲ行フコト

第五条 韓国政府ハ ノ推薦スル日本人ヲ韓国官吏ニ任命スルコト

第六条 韓国政府ハ ノ同意ナクシテ外国人ヲ傭聘セサルコト

第七条 明治三十七年八月二十二日調印日韓協約第一項ハ之ヲ廢止スルコト

G 日本国皇帝陛下及韓国皇帝陛下ハ兩國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ顧ヒ相互ノ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムカ為ニハ韓国ヲ日本帝国ニ併合スルニ如カサルコトヲ確信シ茲ニ兩國間ニ併合條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ為日本国皇帝陛下ハ 子爵 ヲ韓国皇帝陛下ハ内閣總理大臣李完用ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ右全權委員ハ会同協議ノ上左ノ諸條ヲ協定セリ

第一条 韓国皇帝陛下ハ韓国全部ニ関スル一切ノ統治権ヲ完全且永久ニ日本国皇帝陛下ニ譲与ス

第二条 日本国皇帝陛下ハ前条ニ掲ケタル譲与ヲ受諾シ且全然韓国ヲ日本帝国ニ併合スルコトヲ承諾ス

問1 空欄 と に入る適切な語・氏名を漢字で答えなさい。

問2 史料Aの条約は何か。条約名を答えなさい。

問3 史料Aの条約により開港されたのは、釜山と下線部分の「二口」であった。「二口」とはどこか。それぞれ漢字で答えなさい。

問4 史料Bの条約は何か。その条約名を答えなさい。

問5 史料Bの条約によって解決が図られた事件に関して述べた次の説明文について、正しいものにはイ、誤っているものにはロをマークしなさい。

- a 王妃閔妃ら親日派の改革に反発した軍隊が反乱を起こし、日本公使館も襲われた。
- b 国王の実父で保守派の大院君が軍隊を支持したが、清国の派兵で鎮圧された。

問6 史料Dの条約に関して述べた次の説明文について、正しいものにはイ、誤っているものにはロをマークしなさい。

- a アメリカ大統領の斡旋によって、この条約は調印された。
- b ロシアは、日本の韓国に対する指導権を認めなかった。

問7 史料Dの条約締結直前に、日本の韓国に対する指導権とアメリカのフィリピン統治を相互に承認する秘密覚書が結ばれているが、日本側当事者（ア）とアメリカ側当事者（イ）を下記の中からそれぞれ選び、その記号をマークしなさい。

- a 陸奥宗光 b 小村寿太郎 c 桂太郎
d タフト e ローゼン f ハリマン

問8 下記のa～dの説明文は、史料A～Gのうち、どの史料について述べたものか。もっとも適切な史料をそれぞれ選び、その記号をマークしなさい。

- a 韓国内政権を奪った。
b 韓国を開国させた。
c 韓国外交権を奪った。
d 韓国の保護国化を開始した。

問9 史料Gの併合後の統治に関して述べた次の説明文について、正しいものにはイ、誤っているものにはロをマークしなさい。

- a 統治機関として朝鮮総督府を設置し、京城を漢城と改称した。
b 朝鮮総督は、当初から文官に限られていた。
c 土地調査事業により、多くの朝鮮人農民が土地を失った。

問10 史料Gの条約など、1910（明治43）年以前に日本と韓国との間で締結されたすべての条約と協約の無効を確認した条約について、それぞれ答えなさい。なお、(3)については漢字でなくてもよい。

- (1) この条約は何という条約か。
(2) この条約を結んだときの日本の内閣総理大臣は誰か。
(3) この条約を結んだときの韓国の大統領は誰か。

1

2

3

4

5

6

7

8

